

京都市ひきこもり相談窓口運営事業及び京都市よりそい支援員設置事業
受託者選定委員会設置要領

(設置)

第1条 京都市が実施する京都市ひきこもり相談窓口運営事業及び京都市よりそい支援員設置事業に関する事業者を、競争性、公正性及び透明性を確保し選定するため、京都市ひきこもり相談窓口運営事業等受託者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 京都市ひきこもり相談窓口運営事業及び京都市よりそい支援員設置事業業務委託に係る受託者の選定に関する事項
- (2) その他事業者選定に必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会には、委員長を置く。

- 2 委員長は、保健福祉局福祉のまちづくり推進室長とする。
- 3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員会の会議は、非公開とする。

(選定方法)

第6条 委員会は、別に定める選定基準に基づき、応募申請者からの提出書類及びヒアリング結果により評価を行い、最も適当な者を受託候補者として選定する。

(委員の責務)

第7条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、直接間接を問わず、事業に関する提案等に参加してはならない。

3 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、京都市が公表した情報及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、京都市保健福祉局福祉のまちづくり推進室が行う。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年1月12日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年1月28日から実施する。

別表（第3条関係）

職　名
保健福祉局福祉のまちづくり推進室長
保健福祉局福祉のまちづくり推進室企画・ケアラー支援推進課長
保健福祉局福祉のまちづくり推進室地域共生推進課長